

# ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会 第4回総会

日時 令和8年4月22日(水)午後2時

場所 朝霞市役所 4階 401会議室

○ 議長あいさつ

## 【報告】

第1号報告 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会委員の変更について

## 【議事】

第1号議案 令和7年度収支決算及び監査報告について

第2号議案 令和8年度事業計画(案)について

第3号議案 令和8年度収支予算(案)について

第4号議案 令和8年度競技主管団体事業補助金交付要綱(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

委員の変更について

【実行委員会委員】

所属	役職	新任者	前任者
市民環境部長	委員	金子 智之	紺清 公介
健康部長 (旧 こども・健康部長)	委員	小野澤 誠	堤田 俊雄
生涯学習部長	委員	堀川 政昭	奥山 雄三郎
会計管理者	監事	稲葉 竜哉	田中 毅
監査委員事務局長	監事	奥山 雄三郎	小笠原 ミツエ

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会 委員名簿

番号	区分	役職等	氏名	備考(機関・団体名等)
1		会長	松下 昌代	朝霞市長
2	市議会	副会長	野本 一幸	朝霞市議会議長
3	福祉関係	委員	松尾 哲	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会会長
4	高齢者団体	委員	大橋 健一	朝霞市シニアクラブ連合会会長
5	競技団体	委員	斎藤 一雄	一般社団法人埼玉県空手道連盟理事長
6	競技団体	委員	石原 茂	朝霞市スポーツ協会会長
7	産業	委員	高橋 甚次	朝霞市商工会会長
8	会場	委員	比留間 寿昭	公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社理事長
9	行政	委員	又賀 俊一	市長公室長
10	行政	委員	金子 智之	市民環境部長
11	行政	委員	小野澤 誠	健康部長
12	行政	委員	堀川 政昭	生涯学習部長
13	監事	監事	稲葉 竜哉	会計管理者
14	監事	監事	奥山 雄三郎	監査委員事務局長

## 第1号議案

## 令和7年度収支決算及び監査報告について

## 収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	比較	備考
市補助金	7,435,000	7,435,000	0	朝霞市補助金
県補助金	1,473,000	1,089,000	△384,000	埼玉県補助金
参加者負担金	660,000	233,013	△426,987	リハーサル大会参加費
協賛金	0	345,000	345,000	広告協賛金など
預金利子	0	6,809	6,809	
合計	9,568,000	(A)9,108,822	△459,178	

## 支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	比較	備考	
報償費	医師看護師謝金	66,000	60,000	6,000	医師・看護師謝金
	審判等謝金	700,000	502,000	198,000	役員、審判、係員
旅費	282,000	137,000	145,000	岐阜大会視察に係る職員4人分の宿泊費等	
需用費	消耗品費	511,000	287,486	223,514	リハーサル大会看板、会長印、手提げ金庫等
	印刷製本費	571,000	305,800	265,200	プログラム、賞状等
	食糧費	300,000	165,000	135,000	リハーサル大会役員、来賓対象
役務費	郵便料	11,000	11,470	△470	レターパック
	傷害保険料	120,000	19,800	100,200	競技参加者傷害保険
	手数料	0	14,850	△13,970	振込手数料、両替手数料
委託料	4,374,000	2,411,130	1,962,870	リハーサル大会運営システム委託、啓発グッズ、メダル等	
負担金、補助及び交付金	600,000	299,405	300,595	県空手道連盟への補助金	
予備費	2,033,000	0	2,033,000		
合計	9,568,000	(B)4,213,941	5,353,959		

収入決算額(A)	支出決算額(B)	残額(A)-(B)
9,108,822	4,213,941	4,894,881

残額4,894,881円を繰越金として、令和8年度ねりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会に繰り越します。

## 監査報告

ねんりんピック彩の国さいたま2026  
朝霞市実行委員会 会長 松下 昌代 様

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会則第17条の規定に基づき、令和7年度における決算について、収支決算書及びその他証拠書類等を監査したところ、適正に執行されていることを認めます。

令和 8年 3 月 31 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

監 事 小賀原ミツエ

監 事 田 中 毅

## 第2号議案

### 令和8年度事業計画(案)について

第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026）における朝霞市開催種目である空手道交流大会の円滑な運営に向けて、次の事業を実施する。

#### 1 各種会議の開催

- (1) 総会 3回（令和8年4月22日、9月頃、令和9年2月頃）
- (2) 運営委員会 3回（令和8年5月頃、8月頃、令和9年1月頃）

#### 2 大会等の開催準備

- (1) 競技、運営実施計画等の作成
- (2) 競技プログラムの作成
- (3) 運営マニュアルの作成
- (4) ボランティアへの研修会の実施 等

#### 3 大会期間中

- ・健康づくり教室（健康測定、保健師による健康相談）
- ・出店ブースの設置
- ・歓迎アトラクション（鳴子踊りを検討）
- ・特別演舞（形）の実施

#### 4 広報・啓発活動の実施

- (1) 歓迎装飾、PRグッズ等の作成、配布
- (2) チラシ・ポスターの作成、配布
- (3) ホームページ・SNS(市インスタグラム、エックス)での発信
- (4) 広報あさかへの記事掲載（特集ページを作成予定）
- (5) 市内施設（公民館や老人福祉センター）での空手道に関する講座、各種イベント会場での広報活動（PRブース等）の実施

#### 5 関係機関及び関係団体との連絡調整

- (1) 埼玉県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技主管団体との連絡調整
- (3) 関係団体・機関との連絡調整

#### 6 大会の記録

- (1) 報告書の作成

ねんりんピック彩の国さいたま2026 朝霞市スケジュール予定

区分	令和7年度					令和8年度										
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
朝霞市実行委員会				◆第3回総会(3/25)	◆第4回総会(4/22)					◆第5回総会					◆第6回総会	
運営委員会				◆第2回運営委員会(2/10)	◆第3回運営委員会			◆第4回運営委員会		◆第5回運営委員会				◆第5回運営委員会		
周知・広報								◆チラシ・ポスター作成 ◆啓発グッズ作成 「カブダリカボ」表示◆								
イベント・PR			◆ねんりんピック 1年前イベント (12/6、空手道体験)					◆シニアスポーツフェスティバルで啓発								
								◆彩夏祭で啓発 高齢者スポーツ大会で啓発◆ きれいなまちづくり運動で啓発◆								
広報あさか							◆空手道に関する講座(公民館・社協)			◆広報8月号掲載 広報10月号掲載 (特集)				◆広報1月号掲載 (大会報告)		
大会関連							◆歓迎アトラクション依頼 ◆警備防災実施計画作成 ◆医療救護実施計画作成 ◆健康づくり教室実施計画作成 ◆売店設置要項作成 ◆ボランティア募集							◆報告書の作成		
										◆競技プログラム作成 ◆表彰状作成						

第3号議案

令和8年度収支予算(案)について

収入

(単位:円)

区分	予算額	摘要
市補助金	5,058,000	朝霞市補助金
県補助金	14,134,149	埼玉県実行委員会補助金
繰越金	4,894,881	前年度繰越金
合計	24,087,030	

支出

(単位:円)

区分	予算額	摘要	
報償費 謝金	2,507,056	医師・看護師謝金、審判等謝金等	
旅費	1,930,000	審判宿泊費等	
需用費	消耗品費	2,661,181	選手用ゼッケン、スタッフジャンパー、事務用品等
	印刷製本費	1,687,462	チラシ、プログラム等
	食糧費	438,000	弁当代(役員・審判員・医師・看護師)
役務費	郵便料	24,200	切手等
	傷害保険料	350,000	選手・大会スタッフ傷害保険
	諸保険料	3,684	賠償責任保険
	振込手数料	50,000	口座振込手数料
委託料	12,242,608	警備、設営、廃棄物回収、グッズ作成、競技マット運搬、運営システム、競技データ作成等	
工事請負費	142,560	電力引込工事、使用料金	
負担金、補助及び交付金	365,480	県空手道連盟への補助金	
予備費	1,684,799		
合計	24,087,030		

## ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催種目交流大会 令和8年度競技主管団体事業補助金交付要綱（案）について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催種目交流大会  
令和8年度競技主管団体事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会は、朝霞市で開催するふれあいスポーツ交流大会の円滑な運営を図るため、競技主管団体が行う当該大会に係る準備又は事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定める。

（交付の対象等）

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助対象経費の詳細、補助事業者、事業実施主体、補助率及び補助限度額は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

（補助金の交付）

第3条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付の決定）

第4条 会長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定する。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の

申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

3 会長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 会長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付された条件を交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(交付決定後生じた事情による内容の変更等)

第6条 会長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により、補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は事業を遂行することができなくなったとき(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)は、補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の変更をした場合は、前条の規定を準用する。

(計画変更に係る承認の申請)

第7条 補助事業者は、事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式第3号)に変更事業計画書及び変更収支予算書を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額への影響が20/100以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出して、その指示を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金事業中止(廃止)申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 会長は、補助事業者に対し、必要に応じ、補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

(補助事業の遂行の指示)

第10条 会長は、補助事業者が提出する報告書等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したとき(事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

2 前項に規定する実績報告書等は、事業が完了した日から起算して30日以内又は令和8年12月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助対象事業費から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金の額の確定について(様式第6号)により通知する。

(是正のための措置)

第13条 会長は、第11条の実績報告書の提出があった場合、事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないときは、補助事業者に対し、必要な措置をとることを命じることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定により命ぜられた措置の実施が完了した場合に準用する。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、第12条に規定する通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 会長は、前条の補助金精算払請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第16条 会長は、前2条の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)に、会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 会長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(4) この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用す

る。

3 第1項の取消しをする場合は、第5条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第18条 会長は、前条に規定する交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者は、会長の指定する期限のうちに当該補助金を返還しなければならない。

2 補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、会長の指定する期限のうちに、当該補助事業者は、会長の指定する期限のうちにその超える額の補助金を返還しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第11条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により速やかに会長に報告しなければならない。

4 前項の報告があった場合には速やかに審査をし、会長が当該報告に支障がないと認めるとき、補助事業者は当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(間接補助の事務処理)

第19条 会長は、補助事業者に対し間接補助金を交付するときは、第3条から前条までの規定に準じた内容の条件を付さなければならない。

(関係書類の整備)

第20条 補助事業者は、事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿及び証拠書類を備え、その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間これを保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。

別表 1

補助対象経費	経費の詳細	補助事業者	事業主体	補助率及び補助限度額
(1) 交流大会の実施検討等に要する経費 (2) 審判員、役員、補助員等の養成に要する経費 (3) 役員編成等の連絡調整に要する経費 (4) 関係団体等との連絡調整に要する経費 (5) 交流大会の広報啓発に要する経費 (6) 競技体験会の実施に要する経費 (※) (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、競技主管団体において交流大会開催に必要な経費	別表 2 のとおり	競技主管団体	競技主管団体	補助率：10分の10 限度額：競技主管団体ごとに400千円 ※競技主管団体が市町と共同で競技体験会を実施する場合、100千円を加算した額を上限とする。加算する場合は、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）に記載すること。

## 備 考

- 1 競技主管団体とは、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催するふれあいスポーツ交流大会の運営を主導する団体をいう。

別表 2

項目	補助対象経費	備考
報償費	審判員等養成に係る講師謝金等	講習会受講者は対象外とする
旅費	中央競技団体、県及び市町実行委員会との打ち合わせに係る旅費、審判員等養成に係る講師及び受講者旅費、ねんりんピック類似大会への視察調査に要する旅費等	
需用費	会議・講習会・競技体験会等に必要の印刷費、消耗品・競技用具の購入代等	備品購入、視察調査等のお土産代は対象外とする
(食糧費)	会議・講習会開催に伴う湯茶代及び審判員等養成に係る講師の昼食代等	講習会受講者に対する食事(弁当)代、湯茶代は対象外とする
役務費	通信運搬費、振込手数料及び各種保険料等	
使用料及び賃借料	会場・会議室使用料、有料道路使用料、駐車場料、競技用具・車両の借上料(レンタカーなど)等	

## 備 考

- 1 開催準備に関するものを対象とし、選手強化に関する費用は対象外とする。
- 2 旅費又は報償費の算定に当たっては、朝霞市職員等の旅費に関する条例(昭和61年朝霞市条例第2号)又は朝霞市の条例、規則、要綱その他例規等の例による。
- 3 教育活動の一環で参加する競技補助員への報償費は対象外とする。
- 4 補助対象経費の算定に当たっては、申請前に実行委員会と協議すること。

様式第1号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地  
名 称  
役 職  
代表者

### 補助金交付申請書

標題の件につきまして、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 補助金申請額 円
- 2 添付書類
  - ・事業計画書
  - ・収支予算書
  - ・その他
- 3 支払方法 (清算払い ・ 概算払い)
- 4 概算払いを希望する理由
- 5 担当者連絡先

様式第 2 号

ねん朝発第 号  
年 月 日

様

ねんりんピック彩の国さいたま 2026  
朝霞市実行委員会  
会長 松下 昌代

補助金交付決定通知書

このことについて、 年 月 日付で申請のあった補助金について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定事業
- 3 交 付 条 件

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地

名 称

役 職

代表者

補助金変更承認申請書

年 月 日付ねん朝発第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

補助金交付既決定額 円

補助金変更申請額 円

2 変更理由

3 添付書類

- ・変更事業計画書
- ・変更収支予算書

様式第4号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地

名 称

役 職

代表者

補助金事業中止（廃止）申請書

年 月 日付ねん朝発第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

記

1 申請内容 (中止 ・ 廃止)

2 理由

3 その他

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地

名 称

役 職

代表者

### 実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった事業が完了したので、関係書類を添付して下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 実績報告額

- ・ 交付決定額 円
- ・ 実績報告額 円

#### 2 添付書類

- ・ 事業実績報告書
- ・ 収支決算書
- ・ その他（収支一覧表、旅費領収一覧表など）

様式第 6 号

ねん朝発第 号  
年 月 日

様

ねんりんピック彩の国さいたま 2026  
朝霞市実行委員会  
会長 松下 昌代

補助金の額の確定について

年 月 日付で提出のあった実績報告について、内容を審査した結果次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

確定した補助金の額

円

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026  
朝霞市実行委員会  
会長 松下 昌代 宛

所在地  
名 称  
役 職  
代表者

補助金清算払請求書

年 月 日付ねん朝発第 号で額の確定した補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

内訳 額の確定した補助金額 円

既に交付を受けた補助金額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
名義人			

ねんりんピック彩の国さいたま 2026  
朝霞市実行委員会  
会長 松下 昌代 宛

所在地  
名 称  
役 職  
代表者

補助金概算払請求書

年 月 日付ねん朝発第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円  
内訳 概算払請求額 円  
交付決定補助金額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
名義人			

3 概算払の理由

様式第9号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地

名 称

役 職

代表者

### 補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付ねん朝発第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり報告します。

- 1 補助金の交付決定額又は額の確定額 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額） 円

※ 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。